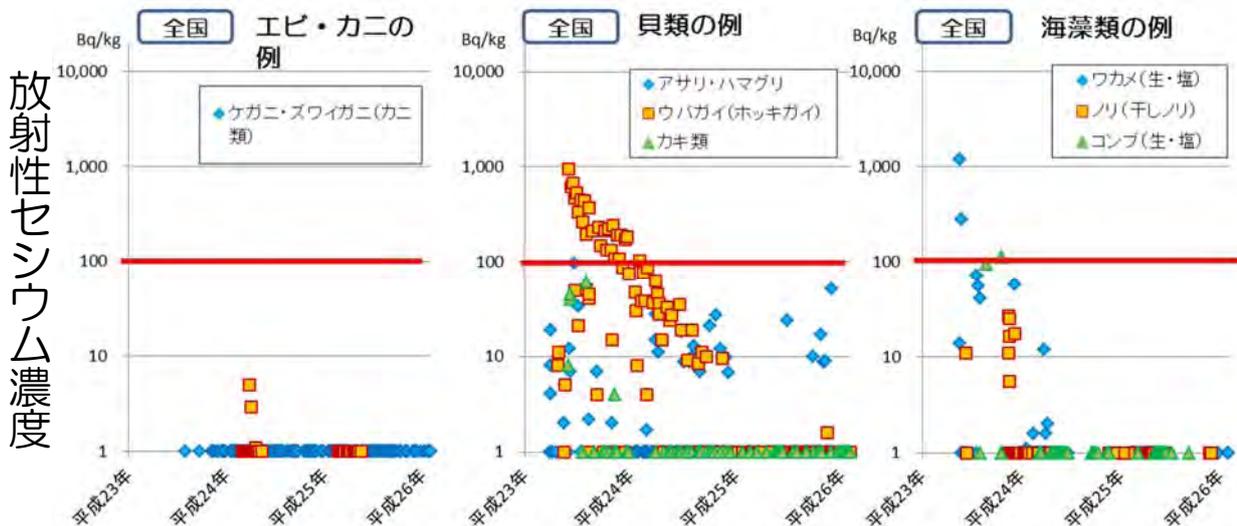


魚種ごとの傾向（全国）②

- エビ・カニ類、貝類や海藻類：時間経過とともに基準値以下へ



(注) 平成23年3月24日～平成26年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

67

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

H25.9.5

自然保護課

1 今回の測定結果

イノシシ18頭のうち12頭、ツキノワグマ9頭のうち4頭が基準値を超えました。(検体総数29個体)

2 これまでに規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村

○はH24.4.1以降調査で、基準値である100Bq/Kgを超えたもの
△はH24.3.31以前調査で、暫定規制値である500Bq/Kgを超えたもの

鳥獣の種類	規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村
イノシシ	今回 福島市○、二本松市○、桑折町○、田村市○、白河市○
	前回まで 福島市○△、二本松市○△、伊達市△、本宮市○、桑折町○、川俣町○△、大玉村○、郡山市○△、須賀川市○△、田村市○△、天栄村△、石川町○、平田村△、白河市○△、柳屋町△、塙町○、矢祭町△、西郷村○△、鮎川村○△、猪苗代町○、相馬市○△、南相馬市○△、広野町○、楡葉町○、川内村△、飯館村○、いわき市○△
ツキノワグマ	今回 福島市○、本宮市○、郡山市○
	前回まで 福島市○△、二本松市○△、国見町○、大玉村○、郡山市○、須賀川市○、西郷村△、会津若松市○、北塩原村○、磐梯町○、猪苗代町○、昭和村○、会津美里町○、下郷町○、南会津町○
キジ	今回 —
前回まで	伊達市○、田村市○、相馬市○
ヤマドリ	今回 —
前回まで	福島市○、二本松市○、伊達市○、川俣町○、郡山市○、塙町○ いわき市(久之浜町)○△
カルガモ	今回 なし
前回まで	伊達市○、南相馬市○、いわき市○
マガモ	今回 —
前回まで	福島市○
コガモ	今回 —
前回まで	なし
ニホンジカ	今回 —
前回まで	西郷村△、檜枝岐村○
ノウサギ	今回 —
前回まで	伊達市○、川俣町△、矢吹町○

●県民への注意喚起

- イノシシの肉について、県内全域においては自家消費を控えるようお願いしています。
 - ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、会津(会津、南会津の地区)においては自家消費を控えるようお願いしています。
 - キジの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ヤマドリの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - カルガモの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - マガモの肉について、県北地区において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ニホンジカの肉について、県南、南会津地区において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ノウサギの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
- 上記以外にも、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いしています。

<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/shizen25-kekka0905.pdf>

68

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっており、23年度末までの結果と比べ、基準超過の比率も大幅に低下。
- きのこと・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県)(平成26年2月28日現在(豆類は3月4日現在)^{注1)}

品目	～23年度末 超過割合 ^{注2)}	24年度 超過割合	25年度			基準値超過品目 上段:25年度、下段カッコ:24年度
			超過割合	検査点数	基準値超過点数	
米 ^{注3)}	2.2%	0.0008%	0.0003%	1,097万	28	米
麦	4.8%	0%	0%	592	0	—
豆類	2.3%	1.1%	0.4%	4,908 ^{注4)}	21 ^{注4)}	大豆 (大豆、小豆)
野菜類	3.0%	0.03%	0%	18,580	0	(ホウレンソウ ^{注5)} 、レンコン、クワイ等5品目)
果実類	7.7%	0.3%	0%	4,201	0	(ウメ、ブルーベリー、クリ、ユズ、ミカン)
茶	8.6%	1.5%	0%	430	0	(茶)
その他地域特産物	3.2%	0.5%	0%	1,613	0	(そば)
原乳	0.4%	0%	0%	1,867	0	—
肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3%	0.003%	0%	179,568	0	(牛肉、豚肉、馬肉)
きのこ・山菜類	20%	9.2%	2.7%	7,225	194	野生きのこ、こしあぶら等15品目 (原木しいたけ、たけのこ等27品目)
水産物	17%	5.6%	1.5%	18,834	282	アイナメ、シロメバル、スズキ、ヤマメ等34品目 (アイナメ、カレイ、ヤマメ等56品目)
農林水産物計	3.4%	0.02%	0.005%	1,121万	525	～23年度末検査総数:140,029点 24年度検査総数:1,059万点

注1:厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。水産物は全国集計。
 注2:23年度末までの検査において下の基準値を超過した割合。
 基準値(平成24年4月～):100 Bq/kg(茶については浸出液で10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として米と牛肉は平成24年9月30日、大豆は平成24年12月31日まで500 Bq/kg(暫定規制値))。
 なお、23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態でのデータ集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
 注3:23年度米は、福島県で行った緊急調査の点数23,247点を含む。24年度米は、福島県及び宮城県の一部地域で行った全袋検査の点数1,037万点を含む。
 注4:25年度に検査された24年度産の大豆については、24年度の結果に含めている。
 注5:超過は1点のみで、汚染した被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

(平成26年3月13日現在)

区分	品目	該当産地	差し控えるよう要請している内容
※旧市町村名の表示は、野菜・果実類については昭和38年1月1日現在、穀類については昭和25年2月1日現在のものです。			
野菜	非結球性葉菜類	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	摂取・出荷
	結球性葉菜類	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	摂取・出荷
	アブラナ科花蕾類	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	摂取・出荷
	カブ	伊達市、川俣町	出荷
	ワサビ(畑において栽培されたものに限る)	伊達市、川俣町	出荷
	エゴマ	南相馬市(旧原町市及び旧鹿島町の区域に限る)	収穫
	ウコギ	福島市(旧松川町の区域に限る)	収穫
トウガラシ	浪江町	収穫	
果実	ウメ	南相馬市 川俣町(山木屋の区域に限る)	出荷
	ピワ	南相馬市	出荷
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町 二本松市、本宮市(旧白沢村の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、広野町	出荷
	カキ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)	出荷
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)	出荷
	あけび	伊達市	出荷
	ギンナン	伊達市(旧保原町、旧月館町及び旧雲山町の区域に限る)、南相馬市(旧原町市の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)	収穫
穀類	平成23年産米	福島市(旧福島市及び旧小園村の区域に限る)、二本松市(旧浪川村の区域に限る)、伊達市(旧堀本村、旧住沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小園村及び旧月館町の区域に限る)	出荷
	平成24年産米	※1 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成25年産米	※2	出荷
	小麦	広野町(暫定規制値を超えたロットに限る)	出荷
	大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る)	出荷
	大豆(県が定める管理計画に基づき管理される大豆を除く)	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧鹿塚村の区域に限る)、二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る)、郡山市(旧高野村の区域に限る)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る)、南相馬市(旧石神村の区域に限る)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る)、大玉村(旧玉井村の区域に限る)	出荷
	小豆(県が定める管理計画に基づき管理される小豆を除く)	福島市(旧大笹生村の区域に限る)、南相馬市(旧石神村の区域に限る)	出荷
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	出荷	
工業農作物	平成23年産たね	福島市、相馬市、川俣町、広野町 田村市	収穫 出荷

山菜	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、古殿町、楡葉町、大玉村、葛尾村	出荷
	たけのこ	福島市、郡山市、二本松市、伊達市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、西郷村、川内村、葛尾村、飯館村	出荷
	ふきのとう(野生のものに限る)	福島市、伊達市、相馬市、田村市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	出荷
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	出荷
	たらのめ(野生のものに限る)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、飯館村、川内村、葛尾村、飯館村	出荷
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、飯館村	出荷
	わらび(野生のものに限る)	二本松市	出荷
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、国見町、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯館村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	出荷
	ふき(野生のものに限る)	桑折町、楡葉町	出荷
	うわばみそう(野生のものに限る)	須賀川市、国見町	出荷
	さんしょう(野生のものに限る)	いわき市	出荷
	うど(野生のものに限る)	須賀川市	出荷
きのこ	原木しいたけ(露地)	飯館村	採取・出荷
	原木しいたけ(施設)	伊達市、川俣町、新地町	出荷
	原木なめこ(露地)	相馬市、いわき市	出荷
	野生きのこ(菌類類、腐生菌類)	南相馬市、いわき市、塙町	採取・出荷
樹実類	くるみ	南相馬市	出荷
	原乳	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る)、川俣町(山本屋の区域に限る)、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	出荷
畜産物	牛(12月齢未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	県外への移動
	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	と畜場への出荷

<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/subject.pdf>

71

水産物	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む)	採取・出荷・採捕
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、本県内の阿武隈川(支流を含む)、真野川(支流を含む)、太田川(支流を含む)、日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む)	出荷・採捕
	イワナ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む)、真野川(支流を含む)、本県内の阿武隈川(支流を含む)並びに本県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	出荷・採捕
	モクズガニ	真野川(支流を含む)	採捕
	アユ(養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	出荷・採捕
	ホンモロコ(養殖により生産されたものに限る)	川内村	出荷
	コイ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	出荷・採捕
	フナ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)、真野川(支流を含む)並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	出荷・採捕
	ヒメマス	沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川	採捕
	ウナギ	本県内の阿武隈川(支流を含む)	出荷・採捕
	ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)	郡山市	出荷
	アイナメ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、サヨリ、ショウサイフグ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホンガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	出荷

※下線で示した箇所は、本日変更となったもの。

<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/subject.pdf>

72

参考資料

※1 広野町、榎葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧塚塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（堂山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保内、田中内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、柳塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。））、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧堂山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧洪川村（洪川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（若代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧平田村及び旧睦合村の区域に限る。）、雫見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、郡山市（旧喜久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）及び大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

※2 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧喜久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧洪川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字葉師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、琴（字袖原の区域に限る。）、小浜（字扇形を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大豊（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山原、字高田、字北川原、字権現、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字葉師堂、字柳稲荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、榎葉町、川内村及び飯館村（長泥並びに町内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）において産出される25年産の米について、管理計画に基づき管理する。

【参考】

品目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苣、ききたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムホエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しるな、仙台雪菜、千室菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチフェール、ウルイ、クレソン、ルッコラ、ナスナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラスタケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリシギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/subject.pdf>

73

見えてきた傾向

- 今なお、基準値以上のセシウムが検出されるのは、**山菜、野生のきのこ、野生動物、海水魚（底魚）、川魚（天然）**など
- 自家栽培であっても、野菜からは**まず検出されない。**



74

実際には皮をむいたり、ゆでたり、調理して食べることになります

実際の食事に含まれるセシウムは

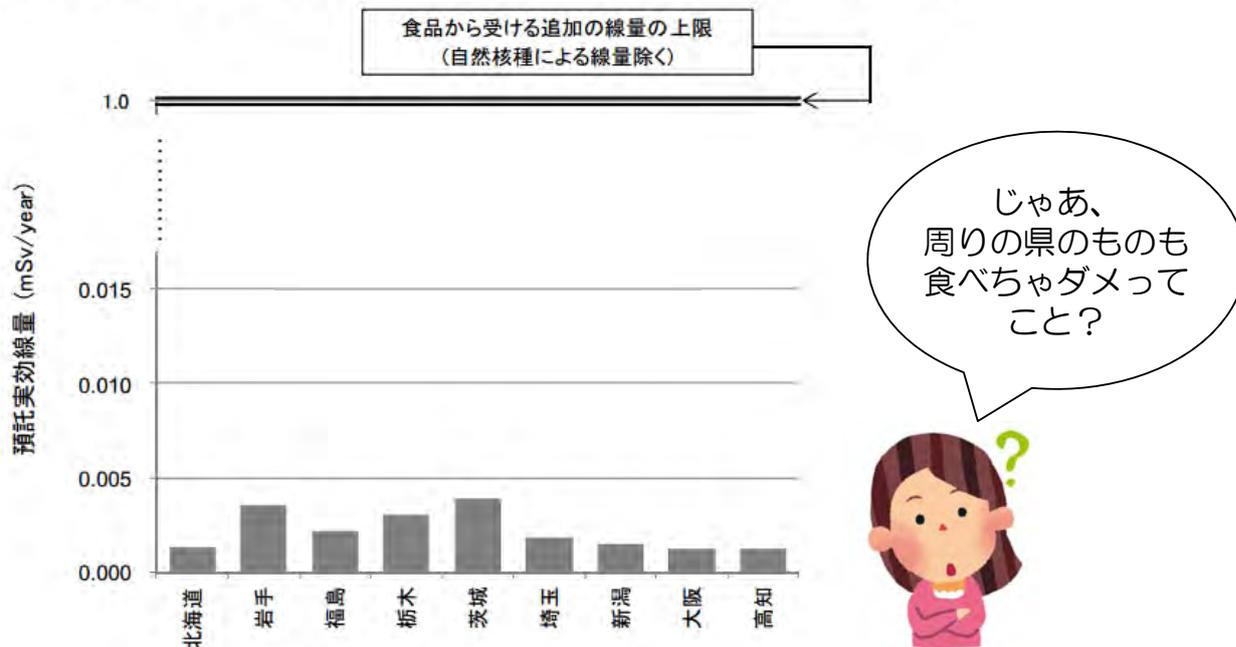


厚労省による調査

- 9地域（北海道、岩手県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、新潟県、大阪府、高知県）
- 平成24年3-5月
- 一般家庭から陰膳試料収集
- 地域ごとに、乳児（1歳未満）、幼児（1～6歳）、小児（7～12歳）、青少年（13～18歳）、一般成人（19～60歳）、高齢者（60歳超の退職者）の6区分の男女3名ずつ及び妊婦3名、合計39名の一日分食事
- 福島県は、各区分の3試料を、浜通り、中通り、会津の3地域からの1名分ずつ
- 試料中の放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)及びK-40を分析し、放射性物質の一日摂取量（Bq/man/day）及びこの食事を1年間摂取し続けた時の預託実効線量(mSv/y)を評価

厚労省による調査結果

<図2 陰膳試料から推定した地域別放射性セシウムの年当たり預託実効線量の平均値>



平成25年3月11日
 厚生労働省医薬食品局食品安全部発表資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wyf2.html>

厚労省による調査結果

<表2 陰膳試料から推定した放射性セシウム及び放射性カリウムの年当たり預託実効線量>

地域	放射性セシウム (mSv/year)		放射性カリウム (mSv/year)
	平均値	90 パーセンタイル値	平均値
北海道	0.0013	0.0018	0.208
岩手	0.0035	0.0075	0.201
福島	0.0022	0.0035	0.187
栃木	0.0030	0.0078	0.204
茨城	0.0039	0.0091	0.214
埼玉	0.0018	0.0043	0.174
新潟	0.0015	0.0022	0.170
大阪	0.0012	0.0016	0.166
高知	0.0012	0.0016	0.196

セシウムの被ばく量の平均は0.0039~0.0012

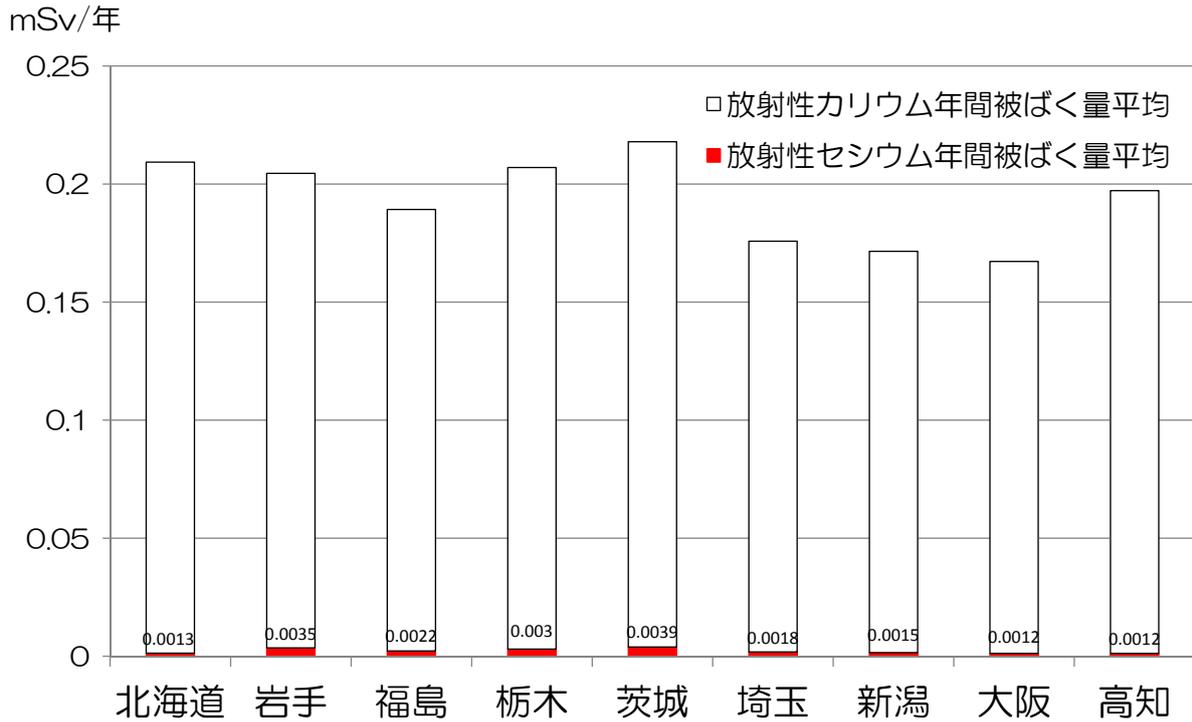
90%の人はセシウムの被ばく量が0.0016~0.0091以下

カリウムの被ばく量の平均は0.214~0.166

※Bq から Sv への換算には、年代別に ICRP Publication72 の預託実効線量係数 (Sv/Bq) を用いた。

平成25年3月11日
 厚生労働省医薬食品局食品安全部発表資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wyf2.html>

厚生労働省による調査結果



平成25年3月11日

厚生労働省医薬食品局食品安全部発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wyf2.html>から作成

79

食品の汚染状況

- セシウムによる被ばく量は極めて少ない
- セシウムが入っていた家庭の食事でも、カリウム40の被ばく量を合計すると、**全体的には被ばく量が増えるわけではない**
- 汚染しやすい食品は限定：**山菜、野生のきのこ、野生動物、海水魚（底魚）、天然の川魚**
- 外部被ばくより内部被ばくが大きくなることは、まずない

80

では実際の体内のセシウムは



81

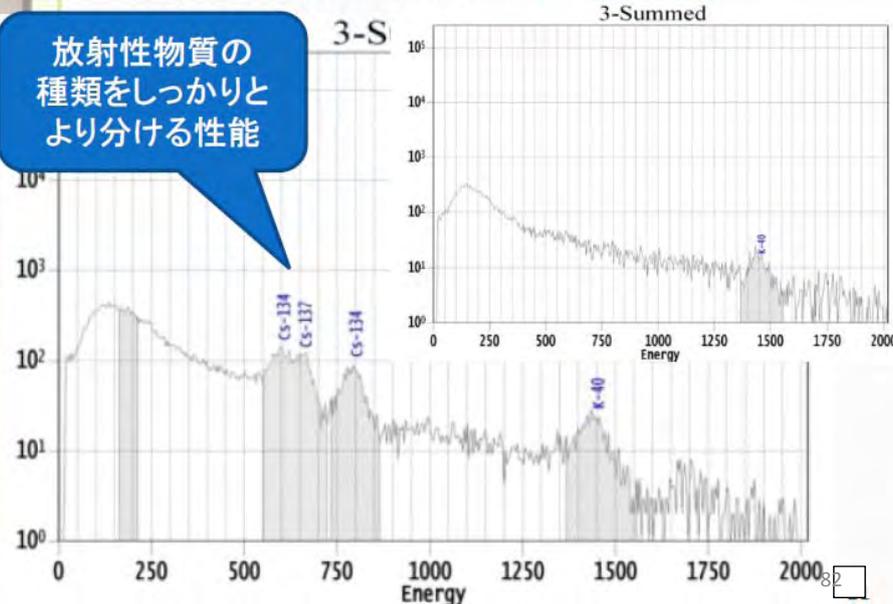
福島県に最も多く導入されている ホールボディカウンター

キャンベラ社製FASTSCAN

簡易型、立位式

検出限界は概ね200~300Bq

放射性物質の
種類をしっかりと
より分ける性能



82

三春町の子どもたち

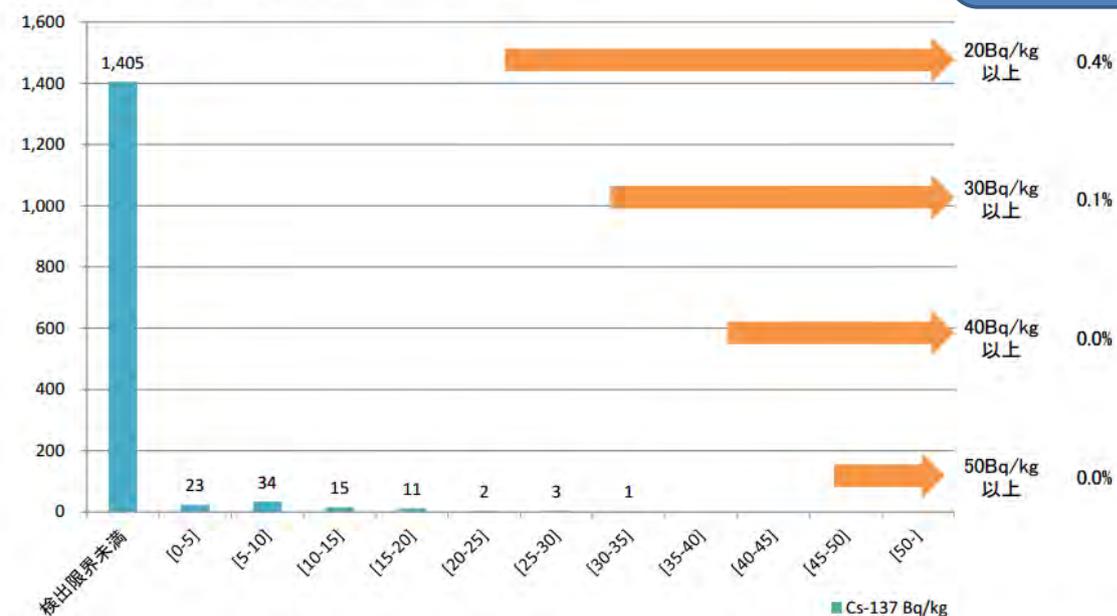


- 小学校児童、中学校生徒全員の検査を行うことを目標。
- 2011年11月～2012年2月に1回目
- 2012年9月～11月に2回目

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/soshiki/11/kensakekka-kouhyo.html>

ひらた中央病院で計測したセシウム137体内放射能別被検者数
 2011.11.24～2012.2.29施行 CANBERRA社製 FASTSCAN2251
 三春町団体申込対象 (n= 1,494)

1回目

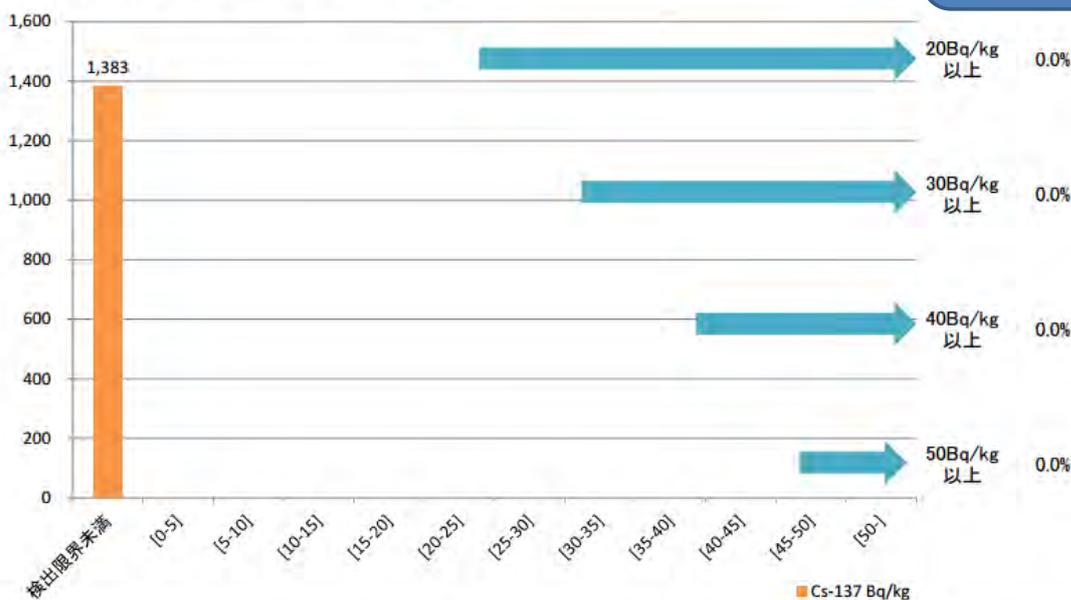


検出限界未満	[0-5]	[5-10]	[10-15]	[15-20]	[20-25]	[25-30]	[30-35]	[35-40]	[40-45]	[45-50]	[50-]
1,405	23	34	15	11	2	3	1	0	0	0	0
94.0%	1.5%	2.3%	1.0%	0.7%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- 1回目の検査において、検出限界未満の児童生徒は全体の1,405名（94%）
- 90名（6%）に、検出限界を超える放射性セシウムの検出。そのほとんどは体重1kgあたり20ベクレルを下回った。
- ただし、2012年2月末まで着替えが完全に行われていなかった。実際には、着衣の汚染をみていた例が多かったと推測される

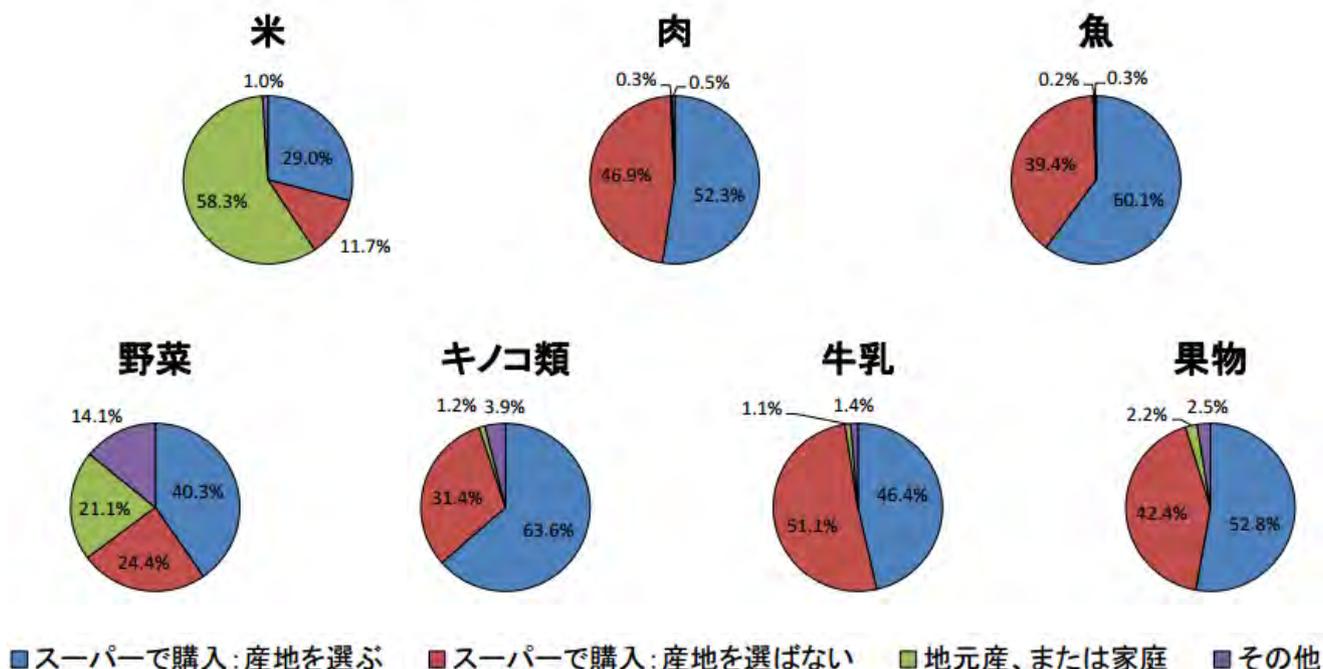
ひらた中央病院で計測したセシウム137体内放射能量別被検者数
2012.9.3～2012.11.8施行 CANBERRA社製 FASTSCAN2251
三春町団体申込対象 (n= 1,383)

2回目



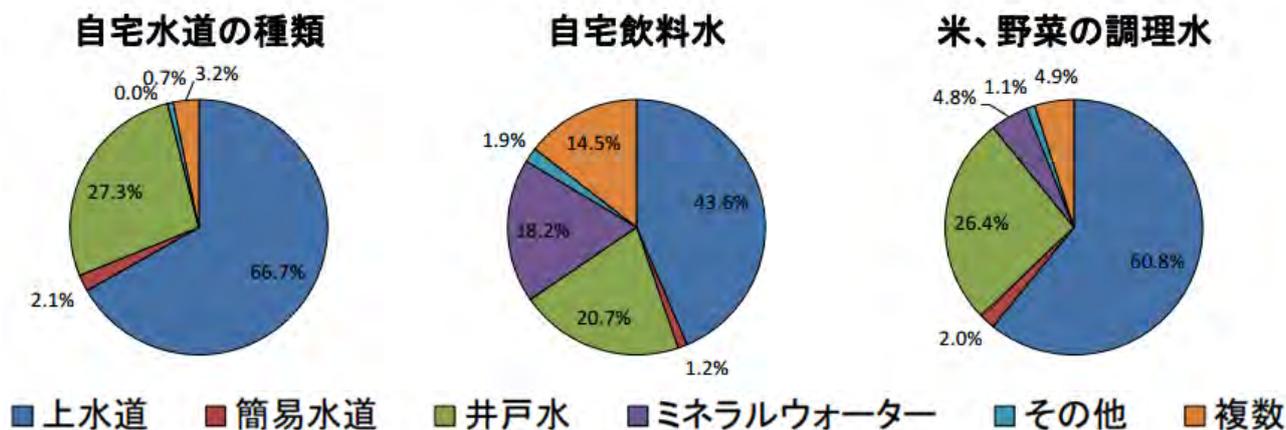
検出限界未満	[0-5]	[5-10]	[10-15]	[15-20]	[20-25]	[25-30]	[30-35]	[35-40]	[40-45]	[45-50]	[50-]
1,383	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

WBC受検者 問診票まとめ 食品摂取について
2012.9.3～2012.11.8施行
三春町団体申込対象 (n= 1,383)



<http://www.town.miharu.fukushima.jp/soshiki/11/kensakekka-kouhyo.html>

WBC受検者 問診票まとめ 水道水、飲料水について
2012.9.3～2012.11.8施行
三春町団体申込対象 (n= 1,383)



自家野菜、福島県産、福島県外産、水道水、ミネラルウォーター等、様々な選択をしていたが、ホールボディカウンターの検査結果には差はなかった。

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/soshiki/11/kensakekka-kouhyo.html>

福島県による内部被ばく検査結果

平成23年6月～平成26年1月

預託実効線量	
1mSv未満	178,604人
検査結果	
1mSv	14人
2mSv	10人
3mSv	2人

急性摂取シナリオ
適応によるものが
大半

89

セシウム摂取量と被ばく量

- Q セシウム137を1年間に何ベクレル摂取すると、1mSvの被ばくをするでしょうか
- A 約80,000ベクレル
(1日約200ベクレル)

セシウム134、137の存在比や小児への影響も考慮して、全ての年齢で内部被ばく1mSvを超えない年間セシウム摂取量は 50,000ベクレル

90

お母さんからの質問

ホールボディカウンター検査で、検出限界以下と言われても、ゼロではありませんよね。

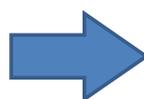
だったら、健康影響があるはずですよね？



検出限界ぎりぎりの場合

検出限界が300Bqの機械で、検出限界以下であった場合、

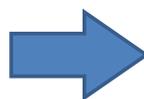
1歳未満の赤ちゃん
セシウム137 300Bq



約0.010mSv/69年
(10 μ Sv)

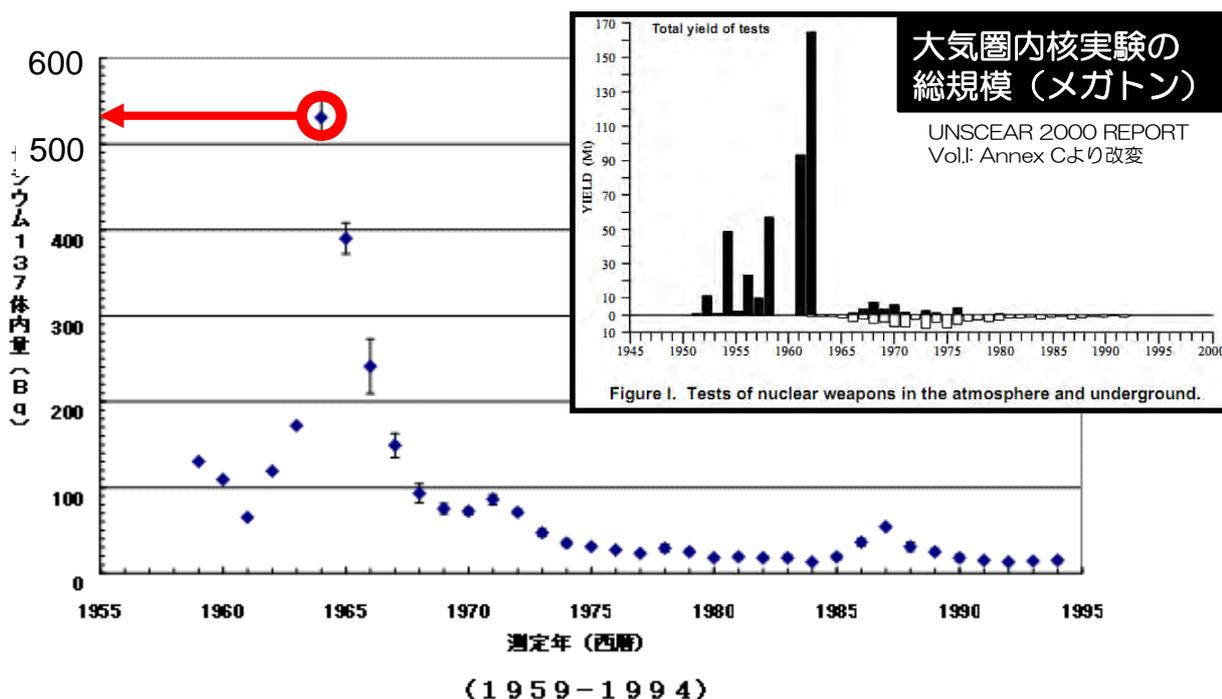
胸部単純X線写真1回分の6分の1程度

成人
セシウム137 300Bq



約0.011mSv/50年
(11 μ Sv)

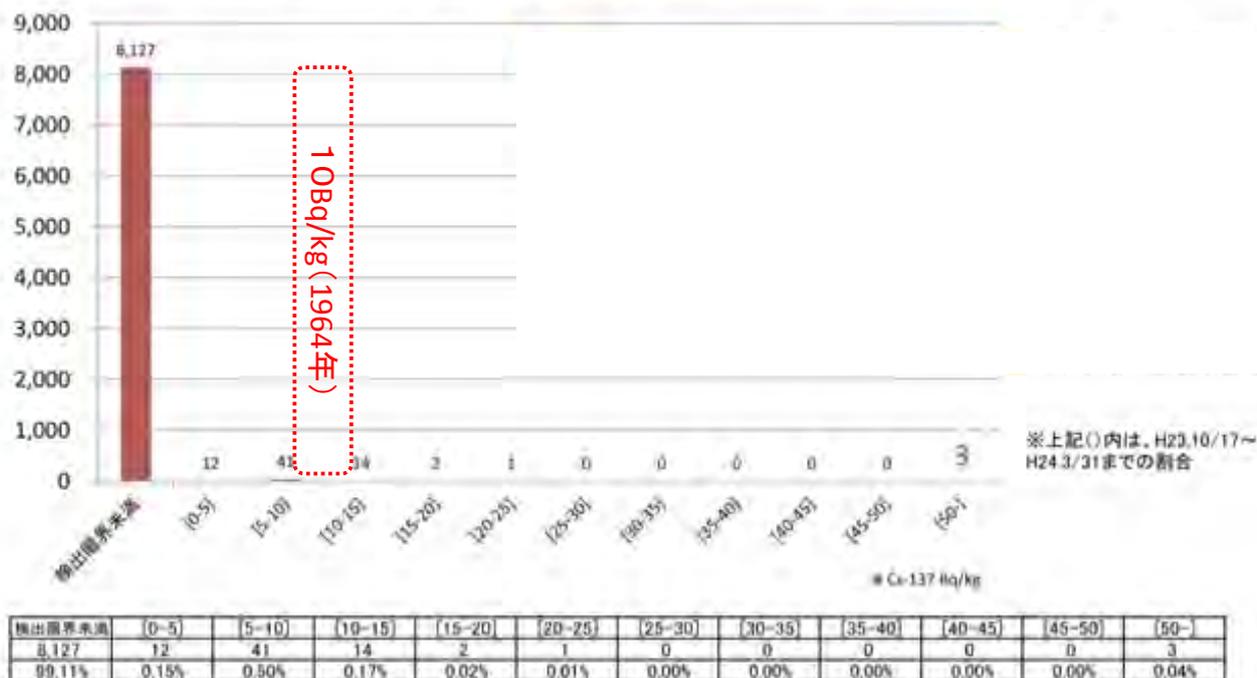
日本人成人男性のセシウム137体内量の推移



下記出典のFig.2の不要部分を消し、1994年値を追加し、さらに図2,3から推定した1959年から1962年まで4年間の体内量を追加して改変

Health Physics 71, 322 (1996)

図1. ひらた中病院で計測したセシウム137体内放射能量別被検者数
H24.4/1~7/31施行 CANBERRA社製 FASTSCAN
福島県広域、周辺県全年齢対象 (n= 8,200)



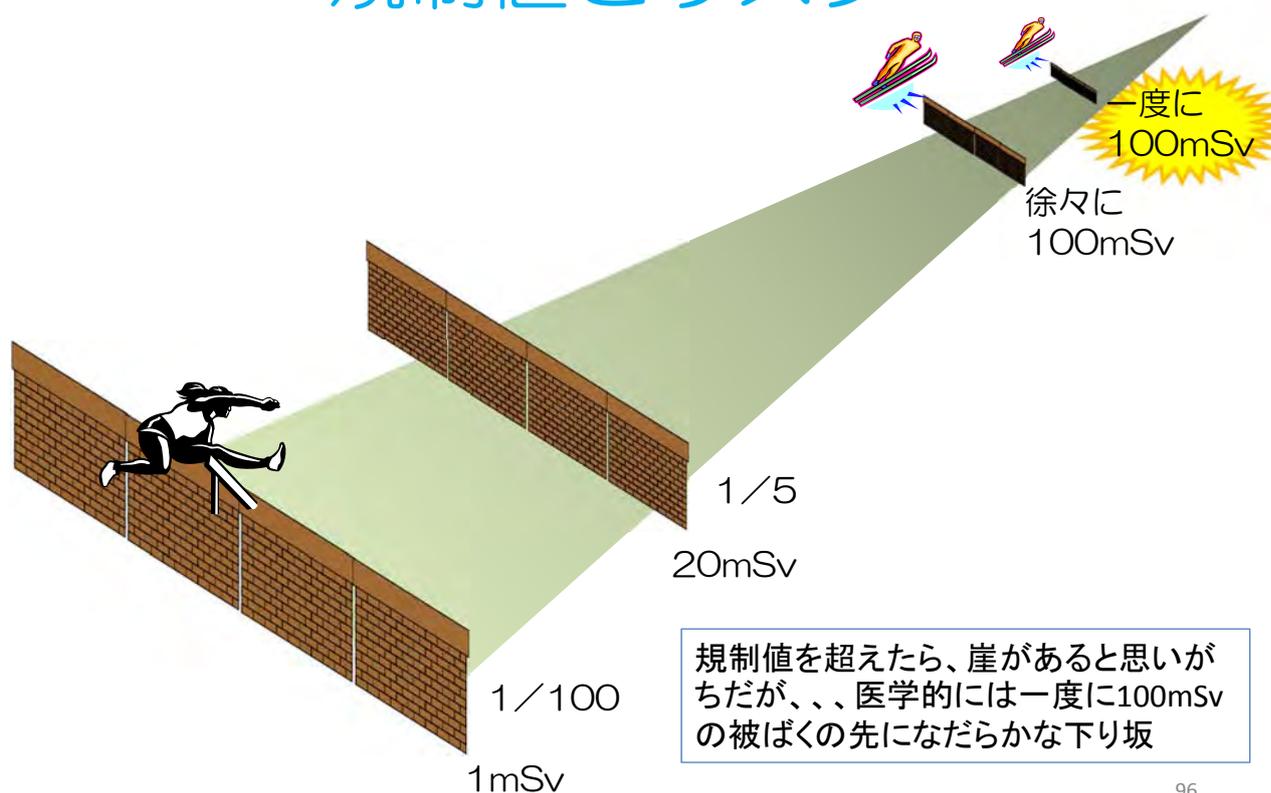
公益財団法人 震災復興支援放射能対策研究所

内部被ばく検査のまとめ

- 放射性セシウム検査で、1mSvを超える人は、福島産の食材を食べている人でもほとんどいない
- ほぼ検出限界以下（検出限界300Bqとして）
- 福島県産の食材を選んだ人と、県外産の食材を選んだ人で、差はなかった
- 水道水の人、ペットボトルの水の人でも、差はなかった
- 規制を気にせず、何でも無制限に、継続的に食べている人でも、1~3mSv程度にとどまる
- 時を追ってみると、線量は減少傾向

95

規制値とリスク



96

福島放射線状況のまとめ

- 個人線量計データや食品のデータでは、ほとんどの地域で、目標値に比べて十分に低い
- 実際は、ほぼ生涯10mSv以下と見込まれている
- 市場の流通食品や自家栽培の「野菜」ならば、健康影響のあるレベルの内部被ばくをする可能性は考えられない
- 放射線によるリスクのみを特別扱いして、その他のリスクを高めてしまわないように、バランスをもった判断が求められている

